

## 議案第28号

### 債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府岸和田市藤井町1丁目18番23号  
畑谷 海仁
- 2 債 権 の 内 容 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき本市  
が取得した損害賠償請求権
- 3 放棄する債権の額 金1,327,956円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ  
る見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

### 説 明

債務者に対する国民健康保険法の規定に基づき本市が取得した損害賠償請求権を放棄するため、この案を提出する次第である。